

証人の採用と十分な審議を! 第三回控訴審 5月23日(乗員)、5月31日(客乗) 運動を広げて裁判所を包囲しよう!

支える会通信

口頭弁論で各原告が陳述

発行責任者
柚木康子
大田区羽田
4-10-4
石井ビル3階
TEL03(6423)7878
FAX03(6423)7430
メール
sasaerukai@lemon.plala.or.jp

2月7日(バイロット)、
3月1日(客室乗務員)に、
それぞれ第一回の口頭弁論
が開かれました。原告から
提出された準備書面に対し
て被告側から4月末までに
反論が出される予定です。
バイロット裁判では次回
期日までに進行打ち合わせ
が入り今後について話し合
われます。

客室乗務員の裁判では原
告は5人の証人を申し立て
ていますが誰を採用するか
について、裁判所は次回の
裁判で決めるということじ
た。証人採用、十分な審議
の為には運動の広がりが重
要です。各取り組みへのご
参加をお願いします。

また今回の裁判では各原
告が陳述を行いましたが、
不当な解雇に対する心の叫
びを訴えた内容に傍聴者か



副團長の陳述要旨 飯田祐二乗員原告

私は1979年に日本航
空に入社しB777を乗務
していた。2010年12月31
日に解雇された。2010年
12月31年から安全を語れ
などとの発言は、御巣鷹山事故以降、
無事故で日本航空を支えて
きた社員のためまぬ努力を
無視した、航空会社の経営
者としてあってはならない
安全軽視の姿勢である。

は、最前線で安全運航を支
えてきた乗務員としての誇
りを踏みにじり、人間とし
ての尊厳を奪い、そして航
空会社の屋台骨である「安
全運航」を会社自ら放棄し
たということがである。

日本航空入社前の会社で
事故を目の当たりにした私
は、安全を守りたいという
一心で、乗員組合の執行委
員長も務めて来た。安全運
航を支える基盤は、明るく
健康で、率直に物を言う雰
囲気と、一人一人の地道な
努力の積み重ねによって築
かれる。しかし『労使の信
息は出来ない』と、労働組

頼関係が崩れ、人の心が荒
廃した職場』には自浄作用
はなく、安全運航を支える
基盤が脆弱となることは連
続事故の歴史が証明してい
る。

稻盛社長の「日本航空の
社員は御巣鷹山がトラウマ
になっている」、加藤管財
人代理の「京セラのように
1兆円の内部留保が出来て
から安全を語れ」などの発
言は、御巣鷹山事故以降、
無事故で日本航空を支えて
きた社員のためまぬ努力を
無視した、航空会社の経営
者としてあってはならない
安全軽視の姿勢である。

2010年1月の破綻後
も、「真の破綻原因の究明
と責任の明確化」という、
私たちの主張は顧みられな
かった。それどころか、管
財人代理の中には、破綻に
責任がある旧経営陣らが含
まれていた。

そして、彼らは従前から
の労務方針を踏襲し、乗員
組合との交渉の場で「整理
解雇に関する争議権が確立
されたら3500億円の出

合に對して支配介入を行つ
た。そしてこの発言は、一
部の職制乗員や機長の、職
場での不当労働行為を誘発
する原因となつた。

9月25日、会社は、翌10
月から特定の運航乗務員を
乗務から外し、個別の面談
を強制した。その面談で行
われた執拗な退職強要は、
今まで経験したことのない
「バイロット同士の信頼関
係を否定する行為であり、
職場に与えた衝撃は計り知
れないものだった。

乗員組合は解雇を避ける
ために、きのきのまじ、ワ
クシエアを提案し続け、最
終的には、会社としての財
政負担が発生しない案まで
提案した。しかし、会社は
それらの具体的な検討を行
わなかつた。

組合は整理解雇の必要性
について何度も説明を求め
たが、債権者との約束とい
うばかりで、合理的な説明
は行わなかつた。しかし、
衆議院国土交通委員会にお

ける水嶋副社長の答弁によつてそのような事実がなかつたことは明らかになつた。

更には、解雇の期日を更生計画より3ヶ月前の2010年12月31日に「提出」した必要性についても、片山管財人はまた、債権者等に対する約束と繰り返すだけであった。

今回の解雇は、特定の機長を狙い撃ちにしている。9月2日、会社は機長の削減目標を約130名と説明したが、途中で数を拡大して会社自らが機長の削減目標と主張していた154名さえも達成していたのに会社は18名の機長の解雇を行つた。12月27日には本訴に入つた。

これは、私自身が機長組合の副委員長を歴任していくと語った事も含め、どこから見ても、組合活動家の排除の為の卑劣な「捏ね解雇」であったとしか言いようがない。

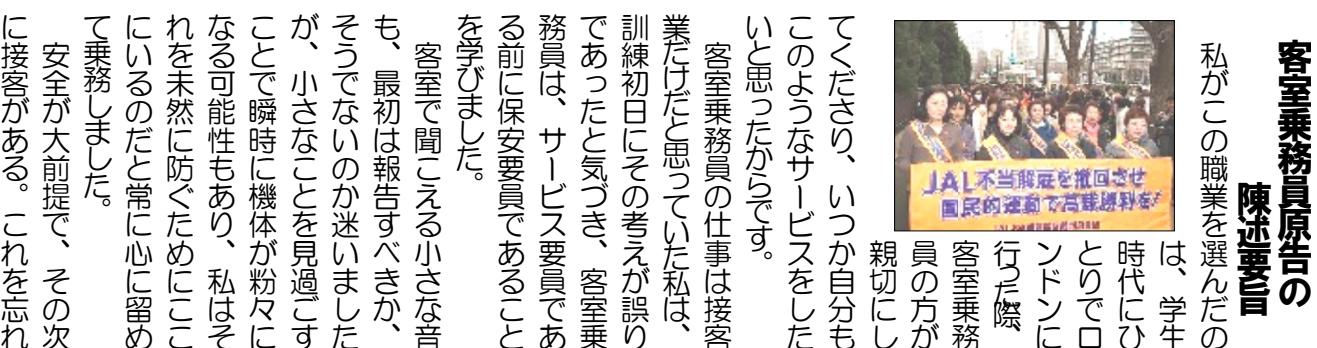
JAL本体の人員削減数は目標を約200人上回り、営業利益は目標の2.4倍に達

していた。この様な状況を受けて、権益委員が「経理上、解雇の必要がない」と裁判で証言したのであり、東京地裁の語る『心情の吐露』などというものではない。最高責任者が必要ないと明言する解雇など、世界中どこを探してもあり得ない。

私は貧しかった少年時代に出合つた飛行機が心の支えとなり、多くの困難に立ち向かつて來た。そして40年間、飛ぶことが私の人生の全てであった。

その男から、理由も示さず飛行機を奪い取ることがどれ程残酷な行為であるか、想像することができるだろうか。

本件解雇によって、各組合の人生が一変した現実を裁判所は直視してください。



客室乗務員原告の陳述要旨

ては、日航が目指している「世界一の航空会社」にはなれないと思います。

06年にJALとJALが合併し、働く環境は激変しました。予想以上に苦労が多く、専門用語ひとつとっても異なるため、日々、努力しました。

しかし、どうしても受け入れることができなかつたことに、「組合の勧誘」があります。これは目に余るものがありました。

直属の上司から「キャビンクルー」「ファンを脱退して、JAL労働組合に加入するように」としつこく誘われ続けました。勧誘に熱心な上司に出社時に待ち伏せされたり、その上司と宿泊を伴つ業務を指定され、しつこく勧誘された人もいました。

私たちの仕事は不規則で、午前2時台に起床することもあれば、帰宅が午前零時を過ぎることも珍しくない生活です。大好きな仕事でしたが、このような過労とストレスによる体調を崩し、休むことになりました。

安全が大前提で、その次に接客がある。これを忘れず医師から業務可能の診断が出され、10年5月に復帰のため産業医の面談を受けました。ところどころでロンドンに行つた際、客室乗務員の方が親切にしてくれたり、いつか自分もこのようなサービスをしたいと思つたからです。

客室乗務員の仕事は接客業だけだと思っていた私は、訓練初日にその考えが誤りであったと気づき、客室乗務員は、サービス要員である前に保安要員であることを学びました。

客室で聞こえる小さな音も、最初は報告すべきか、そうでないのか迷いましたが、小さなことを見過ごすことが、小さなことを見過ごすことで瞬時に機体が粉々になる可能性もあり、私はそれを未然に防ぐためにしているのだと常に心に留めて乗務しました。

貴裁判所におかれましては、歴史の審判に耐えうる公正な判断を下されることが大切です。これがなければならぬのでしょうか。

解雇通知が送られてきた後に、マネージャーから電話があり、私は「復帰が決まっているのに、なぜ解雇されるのですか」と聞きました。マネージャーは、「た

断が出され、10年5月に復帰のため産業医の面談を受けました。ところどころでロンドンに行つた際、客室乗務員の方が親切にしてくれたり、いつか自分もこのように病歴があったのに、過去に病歴があつたというだけで解雇された人や、産業医の予約が取れず面談が先延ばしにされた私だけではなく、原告のなかには、休職後1年半もなでした。

私だけではなく、原告のなかには、休職後1年半もなでした。私が勝手に決めたため、会社が勝手に決めた9月27日以前に復帰することができず、解雇された人もいます。なぜ、こうした不合理な理由で解雇されなければならないのでしょうか。

ILOのGDF労働者グループの会議で決議文が採択！

た。私は、会社が統合して環境が激変するなかで、一社懸命働き短期間で2回の社内表彰を受けました。そうであるにも拘わらず、理不尽な理由で、私の客室乗務員としての人生を否定されたりと悔しかつたです。



ガイライダー事務総長と原告団

2月20～22日、ジユネーブのILO本部にて開催された「ILO民間航空グローバル対話フォーラム（GDF）」に、内田客室原告団団長、飯田客室原告団副団長寺澤が出席。GDFは、「経済危機が航空業界に及ぼす影響を論議するとともに、」ILO（格安航空会社）の影響への理解を深め、より持続的な産業に向けた共通のアプローチ

とえ1月1日に復帰できるが、整理解雇の期日である12月31日時点では、あなたは会社に貢献できなかった傷病者です」と言われました。私は、会社が統合して環境が激変するなかで、一社懸命働き短期間で2回の社内表彰を受けました。そうであるにも拘わらず、理不尽な理由で、私の客室乗務員としての人生を否定されたりと悔しかつたです。

ショックは大きく、退職も考えましたが、希望していなかった退職届を書くことはどうしてもせず、悩みぬいた末、「整理解雇の4要件」という法理を信じて、一縷（いたる）の望みを託しました。

この解雇がどんなに理不尽であったかと、正しく判断できたようお願いします。

新潟で支える会結成！

1月26日、「JAL闘争を支援する新潟の会」が結成された。JAL闘争組合は、ニコースで「ストライキで飛行機運休」など知っている程度の存在であった。かつて三公社五現業が民営化される時、当該や大半

の担当者に報生じたことから、ILO事務総長との面談等々、精力的に取り組みました。

GDFの全体会議では飯田副団長が不当解雇事件に触れつつ、日本の航空労働者の状況と課題について発言。労働者グループの会議では内田団長が日航の不当解雇問題等で発言をしました。

その結果、2月22日の労働者グループの会議にて、日本政府が直ちに勧告に従い行動をとることを強く求めの決議が採択されました。

区労内、事務局長は阿部清利（同事務局長）となりました。鈴木さんが来られての職場物販は、3日間で50万円弱が売れ、自治労県本部が支えの会に30口入ってくれた。あらためて国鉄闘争の財産を感じる。

短期決戦の決意で、新潟の地でも努力したい。

阿部清利
(新潟の会事務局長)

支える会初年度会計監査報告

2月25日、日比野日本マスコミ文化情報労組会議議長により、支える会初年度の会計監査が行われ、適正に処理されていることを承認いただきました。以上報告いたします。

支える会の継続・拡大にご協力をお願いします。

までに「支える会」会員300名達成、②物販の協力、③裁判闘争の傍聴、④新潟の会への入会運動。

代表委員は、山田寿、鶴巻俊樹、牧田正樹の3地区労の議長。事務局は新潟地

原告団・事務局紹介

熊谷 明子（神奈川県出身）



私は生まれ
も育ちも神
奈川で、潮
風に吹かれ
て育ちまし
た。

JALで停年まで頑張
りと思っていたのに途中
で整理解雇されました。何
も悪い事はしていないのに」。

JALにダメージを与えた
人達は誰も何も責任を取つ
ていいない。その事に対する
怒りを忘れずに、勝つまで
闘います。

家族は、妻
と息子二人
(12歳、3歳)

千田 和彦（佐賀県出身）
現在41歳。



将来ある息子たちのために
も、何としても不当解雇の
撤回を図り、支援のほどよ
しくお願ひいたします。

度も無いもの達を、簡単に
切る会社のやり方は、許せ
ません！一日も早く職場に
戻る為に、全力を尽くしま
す。

原 昌一（佐賀県鳥栖市）
32年7か
月の乗務
中、子育



大池ひとみ（愛媛県出身）
22年間、
戦闘機操
縦士として
国防に

日本工アシ
システムに入社、統合により
日本航空でフライ特をして
励み、その後、

日本工アシ
日本航空でフライ特をして
いました。利益優先で労働
者を大切にしない稻盛流で
JAの現場は疲弊してい
ます。空の安全が心配です。

原告団の活動を通じて、自
分の子供に「間違ったこと
に目をつけられない」という
当たり前のことを伝えてい
く責任を感じています。

南井都美子（静岡市出身）
32年7か
月の乗務
前・子育



中、子育
てには想
像を超え

3月18日	18時～京都駅前	宣伝行動	4月11日	17時～	18時30分～有楽町マリオ ン前、難波高島屋前
3月26日～4月4日			4月18日	～	日航本社前宣伝行動 (天王洲アイル)
3月29日	山陰・山陽キャラバン		24日	～	福岡宣伝行動 (大阪・東京)
15時～福岡空港			26日	～	福岡宣伝行動 (福岡空港・博多駅筑紫口・天神ソラリア)
18時～新宿駅南口、立川			4月21日	～	前・小倉駅前宣伝行動 (小倉駅前)
			5月9日	～	本社前宣伝行動
			5月23日	～	14時30分～パイロット第三回控訴審(1号法廷)
			5月31日	～	密室業務員第三回控訴審(1号法廷)
					ア前、小倉駅前
					駅北口、品川駅港南口、池袋駅東口、錦糸町駅北口、博多駅筑紫口、天神ソラリア

今後の日程



森 陽子（東京出身）
原告団結成前からJAL
（国際労働機関）

活動の運動を担当

してきました。その活動の
中からも、この不当解雇が

いかに世界の常識からはず
れているか、日本がいかに

人権後進国なのかをあらた

めて痛感させられました。

労働者の誇りや尊厳、そし

て何が悪い】
の精神を持ち続け、皆様の
血と汗で闘った末に獲得さ
れた整理解雇4要件を仲間
への愛と勇気の精神で守り
抜きたいと思いま。



森本 則文（名古屋市出身）

いつも、絶大
なるご支援、
感謝の気持ち
で一杯です！

【仲間を守っ

今村ス代（福岡県出身）

1974年1月入社。年齢



森 陽子（東京出身）
原告団結成前からJAL
（国際労働機関）

活動の運動を担当

してきました。その活動の
中からも、この不当解雇が

いかに世界の常識からはず
れているか、日本がいかに

人権後進国のかをあらた

めて痛感させられました。

労働者の誇りや尊厳、そし

両方の基準で解雇。後輩に
と病欠の事がありましたが、何の落ち

各地の弁護士に控訴審における訴訟代理人参加を呼びかけたところ、2013年1月末で全国から、806名の弁護士から申し出がありました。最高裁レベルで訴えても、これだけ集まるのは珍しく、当裁判への関心の高さが伺えます。

してきました。その活動の
中からも、この不当解雇が
いかに世界の常識からはず
れているか、日本がいかに
人権後進国のかをあらた
めて痛感させられました。

労働者の誇りや尊厳、そし



今村ス代（福岡県出身）

1974年1月入社。年齢



森 陽子（東京出身）
原告団結成前からJAL
（国際労働機関）

活動の運動を担当

してきました。その活動の
中からも、この不当解雇が

いかに世界の常識からはず
れているか、日本がいかに

人権後進国のかをあらた

めて痛感させられました。

労働者の誇りや尊厳、そし